

事業番号	03 11 01	事業改善シート（令和5年度実施事業分）	□当初要求 □当初予算案 □補正予算案 ■点検			
事業名	情報公開・個人情報保護運営費	部局	総務部	課・室	情報公開・法務課	
		実施期間	S59 ~	E-mail	kokai @ pref.nagano.lg.jp	

1 現状と課題

・県民参加で開かれた県政の推進を図りつつ、県民の個人情報を保護するため、引き続き情報公開制度及び個人情報保護制度を適切に運用する必要がある。
 ・このため、情報公開条例に基づく公文書の公開決定等及び個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示決定等についての職員の認識の向上及び事前協議の実施が必要である。

2 事業目的

・決定前の制度周知及び事前協議の実施並びに決定後の第三者機関による審査を通じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用を図る。

3 事業目的を達成するための取組

- ①情報公開審査会及び行政情報センター・コーナーの運営**
- ・職員に対して情報公開条例の解釈及び運用について周知・啓発を行うとともに、実務においても公開決定等が適切に行われるよう、公開決定等の際に行う事前協議の実施を徹底
 - ・公開決定等に対する審査請求に係る実施機関の諮問に応じた調査審議等を行う情報公開審査会の開催
 - ・県民に対する積極的な情報提供施策を推進するため、行政情報センター及び各合同庁舎の行政情報コーナーへ行政情報相談員を配置（11人）
- ②個人情報保護審査会の運営**
- ・職員に対して個人情報の保護に関する法律の解釈及び運用について周知・啓発を行うとともに、実務においても開示決定等が適切に行われるよう、開示決定等の際に行う事前協議の実施を徹底
 - ・開示決定等に対する審査請求に係る実施機関の諮問に応じた調査審議等を行う個人情報保護審査会の開催

4 成果指標

（推移の凡例 ↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし —：数値なし）

No.	指標名	単位	R3年度		R4年度		R5年度		R5年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移				
①	情報公開審査会の答申における原処分妥当率	%	100	50	↘	63	↗	100	未達成	職員への周知・啓発及び事前協議の実施を徹底し、令和3年度実績値を目標とする。	
②	個人情報保護審査会の答申における原処分妥当率	%	20	36	↗	40	↗	30	達成	事前協議が行われない場合に、適切な開示決定等が行われなず、原処分妥当とならない可能性があるため、令和3年度比10ポイント増を目標とする。	

5 本事業が貢献する総合5か年計画の施策分野と達成目標

No.	施策分野（施策の総合的展開名）	達成目標 （★印が付いているものは主要目標）	単位	直近3か年の状況						目標		
				年	数値	年	数値	年	数値	年	数値	

6 事業コスト

（単位：千円、人）

区分	予算額					決算額	職員数
	前年度繰越	当初予算	補正予算等	合計 (予算現額)	うち一般財源		
R5年度	0	32,595	0	32,595	31,479	31,350	4.0
R4年度	0	32,464	0	32,464	31,195	31,155	4.0
R3年度	0	33,041	△ 896	32,145	30,873	30,939	4.0

事業番号	03 11 01	事業改善シート（令和5年度実施事業分）	□当初要求 □当初予算案 □補正予算案 ■点検		
事業名	情報公開・個人情報保護運営費	部局	総務部	課・室	情報公開・法務課

7 主な取組実績と成果

<p>①情報公開審査会及び行政情報センター・コーナーの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開決定等の審査請求について実施機関の諮問に応じた審査を行うため、情報公開審査会を開催した。（開催7回）（情報公開答申 R5：8件） ・行政情報センター及び各合同庁舎の行政情報コーナーに職員を配置し、行政情報の総合的窓口相談及び案内を行った。（行政情報相談員11人を配置） ・審査請求に係る手続のうち、行政不服審査法に基づく手続の一部（弁明書及び反論書手続）が行われていなかったことが判明したため、情報公開事務処理要領を改正し、審査会への諮問前に弁明書及び反論書の手続を実施することを徹底した。 <p>②個人情報保護審査会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の開示決定等の審査請求について実施機関の諮問に応じた審査を行うため、個人情報保護審査会を開催した。（開催7回）（個人情報答申 R5：5件） ・審査請求に係る手続のうち、行政不服審査法に基づく手続の一部（弁明書及び反論書手続）が行われていなかったことが判明したため、個人情報保護事務処理要領を改正し、審査会への諮問前に弁明書及び反論書の手続を実施することを徹底した。
--

8 成果指標の達成状況に関する要因分析

指標①	情報公開審査会の答申における原処分妥当率	R4年度推移	↘	R5年度推移	↗	達成状況	未達成
<p>答申が出された8件のうち原処分妥当とされたものは5件で、原処分妥当率は約63%となり、昨年度より数値が改善したものの目標値を達成できなかった。原処分妥当とされなかった案件は、「事務支障情報」を理由に含む内容が複雑なものについて、実施機関が非公開決定をしたものの、審査会が、その部分は非公開情報に該当しないため、公開すべきと答申したものであった。</p>							
指標②	個人情報保護審査会の答申における原処分妥当率	R4年度推移	↗	R5年度推移	↗	達成状況	達成
<p>答申が出された5件のうち原処分妥当とされたものは2件で、原処分妥当率は40%となり目標値を達成できた。原処分妥当とされなかった案件は、「事務支障情報」を理由に含む内容が複雑なものについて、実施機関が不開示決定をしたものの、審査会が、その部分は不開示情報に該当しないため、開示すべき等と答申したものであった。</p>							

9 今後の事業の方向性

(1) 上記7、8及び県民の意見等を踏まえた課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「事務支障情報」があるのか否かといった内容が複雑なものについては、実施機関において、難しい判断が必要となり、公開等すべきでないものを公開等してしまった場合を憂慮し、公開等に抑制的となる場合がある。
(2) 事業改善の方策
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報公開及び個人情報開示を実施するため、過去の答申はもとより、最新の答申の内容を踏まえ、統一的な解釈を周知できるよう、事前協議を徹底する。 ・情報公開制度及び個人情報保護制度について、法令の規定に基づき適切に情報が取り扱われるよう、研修等を通じて全庁的に働きかけていく。

事業番号	03 11 01	細事業一覧（令和5年度実施事業分）			□当初要求 □当初予算案 □補正予算案 ■点検		
事業名	情報公開・個人情報保護運営費		部局	総務部	課・室	情報公開・法務課	

細事業 No.	細事業名		R3年度 決算額	R4年度 決算額	R5年度 決算額
1	情報公開・個人情報保護運営費		30,939 千円	31,155 千円	31,350 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和5年度実施内容（実績）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）		
1	情報公開審査会の運営	直接	公文書の公開決定等に対する審査請求の諮問に応じた調査審議及び情報公開に関する事項についての建議等を行うために審査会を開催した。 情報公開審査会7回開催		
2	個人情報保護審査会の運営	直接	保有個人情報の開示決定等に対する審査請求の諮問に応じた調査審議及び個人情報の保護に関する事項についての建議等を行うために審査会を開催した。 個人情報保護審査会7回開催		
3	行政情報センター・コーナーの運営	直接	行政情報センター及び各合同庁舎の行政情報コーナーに職員を配置し、総合的窓口相談及び案内を行った。 行政情報相談員11名配置		